

第2回秋田県環境審議会自然環境部会議事録

日時：令和2年8月6日（木）

午後1時30分から

会場：秋田地方総合庁舎604会議室

●出席委員

青木部会長、香月委員、佐々木委員、佐藤（磯）委員、佐藤（龍）委員、露崎委員、藤原委員（以上7名 五十音順）

梅津専門委員、樋口専門委員、蒔田専門委員

●オブザーバー

片野会長

●欠席委員

なし

開会 午後1時30分

<司会（花方）>

会議の開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですが、次第、名簿、座席図のほか、先日、郵送させていただいた、資料No.1からNo.3、当日配付資料として「ニホンジカ・イノシシの捕獲の抜本的な強化について」と「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」の冊子を配付しております。不足資料がございましたら、お申し出ください。

それでは、ただ今から、第2回秋田県環境審議会自然環境部会を開会いたします。

はじめに、自然保護課長の澤田が挨拶を申し上げます。

<澤田課長>

※挨拶省略

<司会（花方）>

続きまして、青木部会長から御挨拶をお願いいたします。

<青木部会長>

※挨拶省略

<司会（花方）>

ありがとうございました。続きまして、初めてご出席される方もいますので、あらためて、出席委員をご紹介します。

※紹介部分省略

このあと議事に入りますが、このたびの諮問第1号「秋田県生物多様性地域戦略の策定について」は前回からの継続審議となっておりますので、先に諮問第3号から御審議をお願いします。

それでは、秋田県環境基本条例により、議長は部会長が務めることになっておりますので、青木部会長に議長をお願いします。

<議長（青木部会長）>

それでは、議長を務めさせていただきます。はじめに、本日の出席委員の確認、議事録署名委員の指名を行います。自然環境部会の委員は7名です。本日の出席委員は7名であり、全員が出席しておりますので部会は成立しております。

次に、議事録の署名委員を2名指名したいと思います。佐々木委員と佐藤龍司委員をお願いします。両委員には事務局より、後日郵送で議事録が送られますので、署名・押印をお願いします。

<佐々木委員・佐藤（龍）委員>

承知しました。

<議長（青木部会長）>

それでは、議事に入ります。先ほど、事務局から説明がありましたが、諮問第1号は継続審議となっておりますので、先に諮問第3号「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」を審議します。地域戦略の専門委員の皆様におかれましては、少しの時間、お待ちいただきますようお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

<事務局（赤川）>

資料No.1について説明

<議長（青木部会長）>

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等はありませんか。

<佐々木委員>

指定計画書の4ページになります。4（2）アの「メボソムシクイ」ですが、日本鳥類

学会が発表している日本鳥類目録改訂第7版によると、従来のメボソムシクイは3つの種に分類されています。1番目は「メボソムシクイ」、2番目は「オオムシクイ」、3番目が「コムシクイ」となります。メボソムシクイは亜高山帯針葉樹林に生息しており、八幡平周辺では間違いなく繁殖行動も確認されていますが、高尾山の標高では生息していないと思われる。

なぜ、メボソムシクイがここに記載されているかという点、春と秋に渡り鳥として通過する個体もいるからです。我々はオオムシクイと考えていますが、断定はできませんので今回は除いた方が無難と思われる。

それから、4(1)エの動物相に加えていただきたい種があります。日本野鳥の会秋田県支部としては、高尾山はタカ類の渡りルートとして重要な場所と認識しており、定期的に調査もしています。具体的な種として、ハチクマ、サシバ、ツミです。特に秋になると多くの個体が高尾山を通過して南下しますので、渡りルートとして重要である文言を加えていただくよう検討願います。

<事務局(赤川)>

承知しました。

<議長(青木部会長)>

メボソムシクイは亜種として分類されたのですか。

<佐々木委員>

完全に種として分類されています。

<露崎委員>

獣類からツキノワグマを削除した理由を教えてください。

<事務局(赤川)>

有害鳥獣にはカラスやスズメなど、この周辺に生息する全ての哺乳類が含まれます。前回までは全て記載しておりましたが、ある程度の線引きが必要ではないかとの御意見がありましたので、今回は精査のうえ削除させていただきました。

<露崎委員>

ツキノワグマが有害鳥獣の対象となったのはいつ頃ですか。

<事務局(赤川)>

有害鳥獣としては、最初から対象となっています。

<議長（青木部会長）>

それは、全国的な流れとしてツキノワグマを削除したのか、あるいは、当審議会でカラスなどの鳥類は除いても差し支えないのではという意見が何回か出されたことを考慮し、機械的にツキノワグマを削除してしまったのでしょうか。もし、後者とすれば、この高尾山は獣類の重要な生息地となっていますので、適切な方法ではないような気がします。ここにツキノワグマを記載することで、何らかの弊害はありますか。

<事務局（赤川）>

理由としては後者になりますので、記載による弊害はありません。

<議長（青木部会長）>

ツキノワグマは、カラスなどとは異なり、独立した管理計画を策定するほどの種であります。ここにツキノワグマが記載されていないのは問題があるかと思しますので、再検討願います。

<事務局（赤川）>

承知しました。

<議長（青木部会長）>

他に御質問などが無いようですので、諮問第3号に関する質疑は終わりたいと思います。

それでは、諮問第3号について諮りたいと思います。先ほどの再検討する部分については、事務局で対応することを前提として、原案に御異議はございませんか。

<各委員>

異議なし。

<議長（青木部会長）>

御意義ございませんので、部会の決議として諮問第3号については適当と認めます。

次に、継続審議となっております諮問第1号「秋田県生物多様性地域戦略の策定について」を審議します。

はじめに、地域戦略の素案ですが、1章毎に事務局から説明をしていただき、その都度、質疑応答を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、第1章について、事務局から説明をお願いします。

<事務局（関口）>

資料No.2の第1章について説明

<議長（青木部会長）>

すっきりしたような印象も受けますが、今回は専門委員の皆様が全員出席されておりますので、梅津委員から御意見を賜りたいと思います。

<梅津専門委員>

生態系サービスの中で、基盤サービスと調整サービスは混在する部分ですので、今回の素案の部分で少し手直しさせていただきましたが、一般の方に生態系サービスの話をして簡単に理解してもらえないと思います。実際に伝える場合は、かなり具体的なものを示す必要があります。

また、生態系が損なわれることによって、生態系サービスがどのように低下するかというところまで示さないと、自分の経験からしても県民の方に理解してもらうのは難しいと感じています。

例えば、環境省で作成している一般向けの資料を見せても、秋田県内では反応が無いということもありますので、生態系が損なわれた場合に、自分たちの暮らしがどうなるのかという部分をしっかり説明する必要があります。さらに、一般的に生態系というのは生き物のみをイメージして考える方が多いと思いますが、水や空気、土壌も含まれますので、その辺の説明をいかにシンプルに伝えるかが重要だと思います。

<事務局（関口）>

生態系サービスの話は本地域戦略の入口になりますので、いかに一般県民に分かりやすく伝えるかが、非常に大きなポイントになるかと思っております。地域戦略全体に言えることですが、文章だけではなく出来る限り写真やイラスト、図などを用いて、小・中学生レベルでも理解できるよう、分かりやすい構成にしたいと考えております。

<樋口専門委員>

調整サービスの部分で、海岸林が私たちの暮らしを守っていることは理解できますが、海岸林の存在のみで、果たして生物多様性と言えるのかという疑問があります。

また、基盤サービスについても健全な生態系が存在することで大気や水が供給されることは理解できますが、先ほど梅津専門委員が言われたように、生態系が損なわれると具体的にどうなるのか、例えば、これまで地球上の水や空気が維持されてきたのは、生態系が維持されてきたからだと説明した方が分かりやすいかもしれません。森林が二酸化炭素を吸収することは一般的に知られていることなので、そこからもう一步踏み出さないと、生物多様性の核の部分には辿り着かないのではないかと思います。

<事務局（関口）>

生態系サービスが損なわれてしまうと、我々の暮らしは一体どうなってしまうのか、さ

らに踏み込んだ内容にしたいと考えておりますので、引き続き御指導をお願いいたします。

< 蒔田専門委員 >

生物多様性は人と自然との共存という関係性になりますが、ありのままを自然と捉えるのであれば、海岸林は人間が植栽したもので、さらに秋田県はスギの人工林が有名ですので、初めに自然という定義を定める必要があると思います。

また、3 ページに「豊かな土壌は動物の死骸や植物が分解されて」と記載されていますが、動物の死骸と書くとタヌキなどの死骸が至る所に転がっているような印象を受けますので、例えば生物遺体が土壌動物や微生物によって分解されるとか、生物由来の有機物などの影響により分解されるといった記述にしたらどうでしょうか。

それから、文化的サービスの部分ですが、私は植物が専門なので、秋田というとすぐに秋田スギが頭に浮かびますが、今回の地域戦略の中には秋田スギという言葉が非常に少ないと感じました。何らかの理由があればお聞きかせください。

次に、6 ページの「農薬などの化学物質は生物に対して毒性を持つものもある」という文章です。考え方は間違っていないと思いますが、農薬は農作物の病気を防止したり、特定の病害虫から守るために使用するものですが、特定の病害虫以外にも毒性があったり、残留性があったりするため、それが地域固有の生態系に影響を及ぼしているということを言いたいのではないかと思いましたので、書き方を修正してはいかがでしょうか。

< 事務局（関口） >

林業研究研修センターの研究員から聞いた情報では、昭和62年度の調査ですが、手つかずの原生林と呼ばれるものは本県の森林面積の約17%で、それ以外は全て植林されたものだそうです。この地域戦略における自然という定義ですが、当然のことながら植林部分も含まれることとなります。また、動物の死骸という記述については、変更させていただきます。

それから、秋田スギというワードですが、後ほどスギ人工林にも触れますので、どのような形で書き込めるか再検討させていただきます。

< 議長（青木部会長） >

様々な書き方があろうかと思いますが、今の専門委員の意見を咀嚼して、調整をとっていただきたいと思います。

< 露崎委員 >

3 ページの基盤サービスで「約20数億年前に誕生した植物プランクトン」の部分ですが、誕生したのは植物プランクトンではなく、先に細菌などのバクテリアが誕生してから、さらに植物プランクトンが誕生し、酸素が生み出されたという表現になるのではないでし

ようか。

<事務局（関口）>

この部分の説明で触れたシアノバクテリアは、植物プランクトンではありませんので修正いたします。

<議長（青木部会長）>

それでは、第2章に移ります。事務局の説明をお願いします。

<事務局（関口）>

資料No.2の第2章について説明

<議長（青木部会長）>

ただいまの説明について、質問などはありますか。

<梅津専門委員>

SDGsに対して県の方針は示されていますか。

<事務局（関口）>

SDGsに関しては、地域戦略の上位計画となります秋田県環境基本計画が来年3月に新たに策定されますが、その計画の中でSDGsとの関係性が盛り込まれております。

<議長（青木部会長）>

明日、私が専門委員として、秋田県環境基本計画を策定するための分科会に参加することになっています。

<事務局（関口）>

その分科会で具体的な取組が示されると思います。

<梅津専門委員>

県からはSDGsに関する具体的な指示はないということですか。

<事務局（関口）>

本地域戦略の策定が先行して行われておりますので、具体的にどう取り組むのかは、この後に環境管理課と情報共有して詰めてまいります。

<事務局（澤田課長）>

このSDGsの背景ですが、次期国家戦略を見据えて本地域戦略に盛り込んでおりますが、具体的にどのような取組をしていくのか見えにくいところもあります。表現としてはSDGsの基盤は生物多様性であり、それが社会と経済の持続可能性を支える基礎になっているということです。今後、委員の皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

<議長（青木部会長）>

グローバルな問題と関連しますので、ローカルな秋田県にどのように反映させるのか難しいと思います。いずれ国際的な流れとして次期国家戦略の中心的な課題として取り上げられると思いますし、秋田県環境基本計画の中にも盛り込まれると思いますので、それらをより噛み砕いて本地域戦略に反映させるということによろしいですね。

<事務局（関口）>

そのように進めます。

<議長（青木部会長）>

それでは、第3章に移ります。事務局の説明をお願いします。

<事務局（関口）>

資料No.2の第3章について説明

<議長（青木部会長）>

ただいま説明がありましたが、事務局からクマゲラの記述について意見を求められていますので、初めに佐々木委員から御意見ををお願いします。

<佐々木委員>

クマゲラについては、現在も森吉山で繁殖しているかどうかは微妙です。おそらく調査をされている方も簡単には公表しないと思います。ただし、本県の自然を語るうえで、クマゲラのことには触れないわけにはいかないので、表現を工夫して「繁殖が確認されていた」というような記述にしたらいかがでしょうか。

<佐藤（磯）委員>

今年は以前まで繁殖していた場所では、残念ながら確認できませんでした。ただし、他の場所で繁殖している可能性はあります。

<佐々木委員>

いずれ、大事な部分になりますので、表現を工夫して残すべきだと思います。

<事務局（関口）>

クマゲラについては第5章の行動計画でも触れておりますが、「またクマゲラが繁殖できるような願いを込めて」という表現となっておりますので、クマゲラを残す形で工夫して記述させていただきます。

<議長（青木部会長）>

今でも森吉山以外でクマゲラが生息している情報があります。生息しているということは繁殖しているわけですから、あえて繁殖と記述する必要はないと思います。

<事務局（関口）>

承知しました。

<蒔田専門委員>

12ページの赤字で追記された部分で「低地から山地にかけて」という部分ですが、山地というのはどこまでを指していますか。

<事務局（関口）>

そこまで確認しておりません。

<蒔田専門委員>

ブナ林との関係性について疑問を感じましたので、後で確認願います。

<事務局（関口）>

承知しました。

<蒔田専門委員>

13ページの「松食い虫による被害が全域で深刻化しています」という部分ですが、記述内容が少し古いというイメージがあります。既に松枯れはピークを過ぎており、状況が改善されたわけではなく、結果的にほとんどが枯れてしまいました。記述するのであれば、被害が進行し、その後どのように対処するのかが問題となっておりますので、記述の表現を修正された方がいいと思いました。

それから、植生の部分でスギ林についての記述が不足している気がします。本県の森林は半分がスギ林ですので、もう少し触れてもいいと思います。

次に、16ページの森林生態系です。スギ林に関する記述として、齢級構成が50年生前後になると伐期になると記述されていますが、既に田沢湖周辺で盛んに更新されておりますので、その点についても記述されてはどうか。今は非常に重要な時期で、どのくらい伐採して、どのくらい植栽するかで、これからの本県の森林植生が決まります。その点について触れておく必要があると思いました。

次に「その他の森林の多くはコナラやミズナラなど」という部分ですが、本県の森林全体を考えた時にブナ林に触れていないこととなりますので、その他の森林に関する記述の仕方を工夫すべきだと思いました。

それから、19ページの耕地生態系についてですが、放棄水田の問題に触れる必要があるのではないのでしょうか。中山間地の水田が放棄されたことで、生物多様性にとってプラスの面とマイナス面と両方あると思いますが、現状として本県には放棄水田が結構ありますので、何らかの形でこの項で触れておくべきだと思います。

最後に都市生態系で、ニセアカシアのことが記述されていないことに不満を感じておりました、これは非常に大きな問題だと思っています。秋田市内でも非常に目立ってきておりますので、外来種になりますが都市生態系でも触れておくべきだと感じました。さらに、都市における緑化という部分では、道路の法面に外来種を吹き付けることで、周辺の草地や牧草地に影響を与えておりますので、その点についての記述も必要だと思いました。

<事務局（澤田課長）>

本県の森林や植物については、あらためて記述内容を精査したうえで、委員の皆様に提示させていただきたいと思います。

<露崎委員>

外来種の記述の仕方ですが、15ページの淡水魚類では前段に記述されていますが、14ページの哺乳類では最後に記述されていますので、記述する順番を統一したほうが読みやすいと思いました。例えば、外来種については最後に記述したらいかがでしょうか。

<事務局（関口）>

そのように検討させていただきます。

<樋口専門委員>

14ページの「これまで、動物に関する調査は不十分でした」という部分ですが、哺乳類に関する調査ではなく、動物に関する調査と記述されていますので、これを読んだ方は「では動物以外の調査は十分に行われていたのですね」と思われるかもしれません。この部分は削除した方がいいと思います。

次に16ページの「現代における二次林生態系維持については課題も多く」という部分

ですが、この項のタイトルが主要な生態系の現状と課題となっていますので、ただ課題が多いという記述だけでは説明になっていないと思います。具体的にどのような課題があるのか記述すべきだと思います。

それから、秋田県の生物多様性については、人口減少や高齢化により里山・里地の問題に触れておく必要があると思いますし、それを県民に分かりやすく伝えるべきだと思います。

次に19ページの都市生態系ですが、先ほど自然の定義という話もありましたが、都市公園が自然に含まれるのかどうか、仮に含まれるのであれば、その理由について記述した方が分かりやすいと思いました。

<議長（青木部会長）>

この文書の基となっている秋田県生物多様性保全構想で自然植生のことを書いていますので、スギ人工林などは除外しています。また、秋田県の山地帯というのは基本的に象潟のタブノキ群落を除いて亜高山帯に達する部分までの全て山地帯という認識でおります。

それから、13ページ上段の「特徴的な二次林が見られる」という部分ですが、これには諸説ありまして、新潟県の最北部から北海道の稚内まで、エゾイタヤーシナノキ群落が続いて点在していますが、男鹿半島や八森地域では必ずしも二次林ではないエゾイタヤーシナノキ群落が存在しています。確か環境省の自然環境基礎調査では、エゾイタヤーシナノキ群落は自然林として分類されていたと記憶していますので、この部分については二次林と断定して記述しないほうがよいかもかもしれません。おそらく男鹿半島の西海岸の急斜面は人の手が入っていないエゾイタヤーシナノキ群落だと思います。

また、スギの話も出ておりましたが、その下に記述されている「クロベータゴヨウ群落やスギ人工林」という部分が秋田スギを意識して記述しているはずですが、秋田県民はスギに関しては当たり前だという認識でいますので、天然スギだということを認識させるのであれば、括弧書きで強調するような記述にはいかがでしょうか。

さらに、ニセアカシアの問題ですが、普通に海岸林や河川沿いでも見られますし、生態系の中で外来樹種の侵入が課題となっていると記述したらいかがでしょうか。

最後に、都市生態系については、本県の生態系全体をとらえる中では、1つの生態系として位置付ける必要があるだろうと考えておりましたが、この項で本県1人当たりの公園面積というのは余り重要ではないと思います。本県は人口減少が続いておりますので、1人当たりの面積が増えるのは当たり前ですから、自慢できるような内容ではないと思います。

<事務局（関口）>

この部分については削除します。

< 蒔田専門員 >

ニセアカシアの件ですが、淡水魚類では外来種のオオクチバスが記述されていますので、統一感を出すのであれば植生の最後に入れてはいかがでしょうか。

< 議長（青木部会長） >

自然植生という記述ではなく、ただの植生に変更して、最後にニセアカシアの問題を記述するのがいいかも知れません。いずれ、都市生態系の中に入れてしまうと記述が難しくなりそうな気がします。

それでは、次に第4章について、事務局から説明をお願いします。

< 事務局（関口） >

資料No.2の第4章について説明

< 議長（青木部会長） >

地域戦略の理念と目標について説明がありましたが、御意見等がありますか。

< 事務局（関口） >

失礼しました。24ページの2、対象区域及び期間の2020年は2021年の誤りですので訂正させていただきます。

< 議長（青木部会長） >

場合によっては、目標3の中にニセアカシアの問題に言及する手もあろうかと思います。特に米代川流域では大きな問題にもなっていますので。

それでは、第4章は短いので、後ほど全体の中で議論することにして、先に第5章を説明してください。

< 事務局（関口） >

資料No.2の第5章について説明

< 議長（青木部会長） >

続けて第6章も説明してください。

< 事務局（関口） >

資料No.2の第6章について説明

<議長（青木部会長）>

第5章と第6章をまとめて説明していただきました。こうした行政計画は明確に表記できない部分もあるわけですが、何か御意見等がありますか。

<佐々木委員>

28ページの沿岸生態系の保全に関する部分に含まれると思いますが、捨てられた釣り糸が全国的に問題になっています。カモメやカモ類など、沿岸で採餌する鳥類のくちばしや足に絡まり命を落とすケースが県内でも多数確認されています。このような事例を防止するため、日本鳥類保護連盟という組織が熱心に除去活動に取り組んでいます。普及啓発活動の話になるかもしれませんが、是非、釣り糸を捨てることのないように記述していただきたいと思います。

<事務局（関口）>

承知しました。

<佐藤（龍）委員>

30ページの林業ですが、昨年度から森林環境税や森林環境譲与税による地球温暖化対策のための森林整備という国家プロジェクトが始まっておりますが、既に市町村レベルでも本税により今までに行われていなかった様々な取組がなされています。その辺も盛り込んではいかがでしょうか。

<事務局（澤田課長）>

手入れがなされていない森林を整備するのが本税の目的となっていますので、盛り込むようにしたいと思います。

<佐藤（磯）委員>

30ページの漁業ですが、現在行われていることは記述されていますが、今後どのような取組を進めるかという記述を追加すべきではないでしょうか。

<事務局（関口）>

その点については、水産漁港課から情報収集させていただきます。

<議長（青木部会長）>

全体的に現状を記述して終わっている部分と今後の取組まで言及している部分がありますので、記述できない部分もあるかもしれませんが、その辺は統一すべきだと思います。

<事務局（関口）>

承知しました。

<蒔田専門委員>

修正ではありませんが、36ページの「生物多様性に関する業務を一括して推進する組織の新設」についてですが、行政が保管しているデータは大量にあります、どこに何があるのか分からないというのが現状です。データを蓄積していても、それが見えなければ意味がありませんので、ここに記述されている組織の新設というのは、非常に重要となりますので検討していただきたいと思います。

ここからは質問ですが、28ページの森林生態系の保全で「藪化、過密化」という表現をされていますが、具体的にどのような森林を想定されていますか。

<事務局（加藤）>

森林法に基づいた森林計画の話になりますが、例えばコナラなど高木生の広葉樹は5年経過後、現地確認した上で森林として取り扱われますが、そこまで至らない笹や草本類が藪化して、高木生の有用広葉樹が存在せずに森林に至らない状態を藪化と表現しています。

また、過密化した森林というのは、適正な管理をしていないスギ人工林のことだと思われます。森林法に基づく密度管理になりますので、地域森林計画上の収量比数0.7%が適正な管理基準として示されており、それを超える場合は過密化状態となります。

<事務局（澤田課長）>

県の森づくり税を利用した里山整備をイメージしていると思います。

<蒔田専門委員>

ツキノワグマ対策ということであれば、この表現では伝わりにくいと思いますので、山との境界をなくして見通しをよくするために整備すると、普通に記述したほうが分かりやすいと思います。

<事務局（加藤）>

確かにツキノワグマの特定鳥獣管理計画においてもゾーンを定義しています。

<蒔田専門委員>

そのゾーンに関する部分を明確に記述したほうが伝わりやすいと思います。

<議長（青木部会長）>

生物多様性を保全することは、自然林を増やすことであり、藪化は自然現象の1つにな

りますので二律背反の問題です。地域戦略に基づくのであれば、むしろ推奨すべきことなので、森林生態系の保全の中に記述することがいいのか、集落周辺の人工林と里山林に限定した話になりますので、そのような表現で薄めるか、あるいはツキノワグマの対策の項目に含めてしまうか、おそらく蒔田専門委員が述べられた背景にそのような考えがあったのではないですか。

<蒔田専門委員>

藪化は手入れをしなくなった里山をイメージしますが、この記述内容ではどこを指しているのか分かりにくいので、ゾーニングのことを明確に記述したらどうでしょうか。

<議長（青木部会長）>

同じ項目の中で自然再生推進法に基づく植栽に触れておりますが、NPOが先行して鳥海山などに植栽していますので、第6章との関連もありますので言及してほしいと思います。

<蒔田専門委員>

30ページの農業ですが、中山間地の保全について記述することはできませんか。放棄水田も含めてこの項に何らかの取組を盛り込んでほしいと思います。32ページの外来種対策ですが、動物のことしか記述されていませんので、植物の記述も必要かと思います。

<事務局（澤田課長）>

外来種に関連して、ニホンジカ、イノシシ、カワウを外来種としてこの項で取り扱うべきかどうか、委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。

<佐々木委員>

カワウの害はありますが、外来種として扱うことには違和感があります。

<議長（青木部会長）>

ニホンジカは五葉山に生息していた個体が侵入したものです。

<蒔田専門委員>

ツキノワグマなどと一緒にまとめた方がいいかもしれませんね。

<事務局（澤田課長）>

それでは、野生鳥獣としてまとめさせていただきます。

<議長（青木部会長）>

蒔田専門員が言われたニセアカシヤの問題やオオハンゴンソウなどもありますので、動物と植物の両方を記述したらどうでしょうか。それから、36ページの森吉山におけるモニタリングについては、文章の流れ的に唐突感がありますので、林業研究研修センターの担当者に確認をして記述を工夫してみてください。

<蒔田専門委員>

先にモニタリング調査の重要性が一文あって、その後に記述してみたいかがでしょうか。

<事務局（関口）>

承知しました。

<蒔田専門委員>

37ページでESD（持続可能な開発のための教育）に触れていますので、この項でSDGsに関することを記述してもよいのではないのでしょうか。

<露崎委員>

25ページの長期目標と短期目標についての関連性が分かりにくいので、短期目標の冒頭に「長期目標を達成するために」と追記してはいかがでしょうか。

それから、第4章には目標が5つありますが、第5章には4項しか存在していませんので、目標を受けて行動計画があるわけですから、行動計画の項目数と比例させてみてはいかがでしょうか。例えば目標2と目標3を合わせると、双方が4項目ずつになります。

最後に39ページですが、水環境に対する取組として、八郎湖の水質対策は28ページの河川・湖沼生態系の保全に含めたらどうでしょうか。温暖化対策や循環型社会の形成に向けた取組は非常に大きな問題ですが、八郎湖の水質対策とは同じ枠組みにはならないような気がします。

<事務局（関口）>

承知しました。

<議長（青木部会長）>

八郎湖の水質対策については、秋田県環境基本計画ともリンクしますので、再検討願います。

<香月委員>

30ページの林業について、国有林でも沢から片側25mは伐採しないようにし、生態系を保全するようにしています。スギにはウラスギ、オモテスギ、屋久スギなどがありますが、全国的にスギの天然林が珍しい中で、秋田県のスギは独立した遺伝子だそうです。現在は国有林における天然の秋田スギの伐採は行っておりませんが、秋田スギはブランドであり、伐採しなければ産業がストップしてしまいますので、スギ人工林については、およそ50年で伐採しています。一部では150年伐期に指定しているところもあります。

いずれ、秋田スギは秋田県の生物多様性にとって重要だと思しますので、国有林の取組も合わせて本文に入れていただいても差し支えありません。

<議長（青木部会長）>

県の立場としては国有林に関しては触れにくいところですが、森林生態系を保全するうえで、一番重要なのは国有林ですので、香月委員と調整のうえ記述する方向で進めていただければと思います。

<事務局（澤田課長）>

国有林については、調整させていただいて本文に記述するように検討します。

<樋口専門委員>

25ページの5つの目標についてです。国家戦略では4つの危機を掲げていますが、第1の危機に対するのが目標1、第3の危機に対するのが目標3、第4の危機に対するのが目標5となっていますが、第2の危機である里山里地問題に対しての目標が欠けています。

そこで、新たな目標として、人の手を加えることによって維持されてきた生物多様性が、秋田県の場合はどのような現状で、どのような課題があつて、将来的にどのような施策を行っていくのか、ここに記述してはいかがでしょうか。

それから、36ページのモニタリング調査・研究ですが、現場で様々な努力をされていると思いますので、そのことについて書き加えたほうが良いと思います。一方、環境省ではモニタリング1000という事業を行っており、そのサイトを閲覧すると秋田県では16項目について調査が行われていますが、そのうち15項目は鳥類です。対外的に見ると秋田県は鳥の研究が非常に進んでいるという印象を持つと同時に、他の生物に関する調査はどうなっているのかという印象も持ちます。環境省からの指示で地域戦略を策定するのであれば、秋田県における生物の現状把握を進めるために、環境省に予算を投じるよう要求すべきだと思っています。

<議長（青木部会長）>

昔から環境省で自然環境保全基礎調査を行っていたり、モニタリング調査を行ってきま

した。現在は予算も削減され中止された調査もありますが、他にも活用できる調査があれば、ここに記述したらどうでしょうか。

<事務局（関口）>

承知しました。

<議長（青木部会長）>

長時間が経過しましたので、ここで休憩します。

午後 3 時 3 5 分休憩

午後 3 時 4 5 分開会

<議長（青木部会長）>

開会します。素案に関する質疑は一旦終了しまして、資料No.3 について事務局から説明してもらい、最後に全体の質疑を行いたいと思います。それでは、資料No.3 について、事務局から説明をお願いします。

<事務局（関口）>

資料No.3 について説明

<議長（青木部会長）>

これに関する質疑を行いますが、先に 1 1 月の意見交換会はどの程度の規模を想定していますか。

<事務局（関口）>

まだ、何も決まっておりませんが、本日の自然環境部会の参加人数程度を想定しています。

<議長（青木部会長）>

県内で自然保護団体を束ねている組織は、今は存在していないと思います。

<事務局（関口）>

県内の自然保護団体などを束ねる方、若しくはそのような団体が存在しないのであれば、意見交換会の意味がありませんので、パブリックコメントなどで対応したいと思います。

<議長（青木部会長）>

いずれ、この件は当部会が意見を述べるようなものではなく、県で判断していただければと思います。

それでは、資料No.3の説明に関する質疑は終了して、全体の中で聞き忘れたことなどがありましたらお願いします。

<露崎委員>

文書の中で普及啓発という言葉が多用されていますが、普及啓発とは具体的にどのような取組になりますか。

<事務局（関口）>

普及啓発部分の記述については、再度精査したいと思います。

<片野会長>

24ページの理念である「人と自然が共存する豊かでうるおいのある秋田県を目指す」と記述されていますが、何が豊かで何がうるおうのかが見えてきません。どのように解釈すればよいのでしょうか。

<事務局（関口）>

申し訳ありません。具体的な説明については即答できません。

<片野会長>

例えば、「自然が豊か」とか「心が豊か」と言えば分かりますが、今一つ心に響かないと感じています。

<事務局（関口）>

その点については、再度検討させていただきます。

<樋口専門委員>

資料No.3の地域戦略の原本イメージ案に「北限の桃」が載っています。私の昔の記憶では、秋田県はユキツバキの北限でニホンザリガニの南限だったと思いますが、他県の方が見たときに秋田県の特徴的な生物を紹介できれば、非常に分かりやすいと感じました。

それから、右の（4）調整サービスの1行目の「豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止」という文章を見て感じましたが、今年は集中豪雨による災害が熊本県や山形県でも発生しています。過剰な記述は必要ありませんが、注目してもらうためには身近な危機として自然災害も発生するということ、それが生物多様性とどう関係しているのかを

記述してはいかがでしょうか。

また、新型コロナウイルスも広い目で見れば動物の移動による感染症リスクですので、表現の仕方は難しいかもしれませんが、生物多様性をもたらすのは恵みだけではなく、マイナスの面もあるということです。身近に起こっている感染症ですが、鳥インフルエンザや豚コレラもあります。豚コレラはイノシシで感染が拡大しておりますので、そのイノシシが秋田県に侵入しているということは、養豚業に影響があるかもしれませんので、身近な例として取り上げてはどうでしょうか。

<事務局（関口）>

今後、専門的な内容の記述については、委員の皆様から御指導をいただきたいと思しますので、よろしくお願いします。

<議長（青木部会長）>

北限の桃は商品名です。桃は青森県でも北海道でも栽培しておりますので、本県が桃の北限と勘違いされる可能性がありますので、記述を工夫したほうがいいかもしれません。

それでは、他に意見がないようですので質疑を終了します。地域戦略の審議は4回行いますので、3回目は10月を目途に開催する予定であります。

では、先に審議した諮問第3号については、秋田県環境審議会運営規程第5条第1項により、部会の決議をもって、審議会の決議とすることになっておりますので、審議会の決議として報告します。

また、同じく第5条第3項により、異議がない旨、会長に書面で報告します。答申文に關しては事務局に一任します。以上で、本日の議事を終わります。

<司会（花方）>

長時間ありがとうございました。

続きまして、その他になりますが、委員の皆様より連絡事項等ございますでしょうか。

なければ、事務局から連絡事項があります。

<事務局（金萬）>

ニホンジカ・イノシシの捕獲の抜本的な強化について説明

<事務局（二木）>

秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン（冊子）について説明

<司会（花方）>

連絡事項は以上となります。

これもちまして、本日の自然環境部会を終了いたします。
お疲れ様でした。

閉会 午後4時10分

議 長 青 木 満

議事録署名委員 佐々木 均 印

議事録署名委員 佐藤 龍 司 印